

転出される方へ 鴻巣市本庁

◆届出期限◆ 新しい住所地に住み始めてから「14日以内」に転入手続きをしてください。
正当な理由なく期限を越えた場合、過料に処せられる場合があります。

◆持ち物◆

- ①転出証明書又は転出証明書情報が書き込まれたマイナンバーカード・住民基本台帳カード ※カードの4桁の暗証番号の照合が必要です
②マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ③本人確認書類 ④国民年金手帳又は基礎年金番号通知書(加入者のみ)
⑤在留カード・特別永住者証明書(外国籍の方のみ)

※異動年月日や新住所などに変更があった場合も、そのまま新住所の市区町村へ届け出てください。

※都合により転出しなくなった場合は、転出証明書を持参の上転出取消しの手続きを本市にしてください。

担当課		鴻巣市での手続き	転出先での手続き
①市民課	印鑑登録証をお持ちの方	転出(予定)日をもって廃止されます。 印鑑登録証をお返しく下さい。	新規で登録が必要です。(必要な方のみ)
	在留カード・特別永住者証明書をお持ちの方	本市での手続きは、不要です。	カードの住所変更が必要です。
	マイナンバーカードをお持ちの方	本市での手続きは、不要です。	90日以内にカードの継続利用が必要です。
②国保年金課	国民健康保険に加入している方	・保険証、限度額適用認定証等をお返しく下さい。 ・世帯主変更がある場合、家族の保険証等の変更が必要です。 ・異動連絡票が発行されます。(該当者のみ) ・税額変更等について確認してください。	・国保取得の手続きが必要です。 ・転出先市区町村の国民健康保険担当に相談してください。
	国民年金に加入している方 ①第1号被保険者 ②年金受給者	本市での手続きは不要です。	「年金受給権者住所変更・居所登録届」を年金事務所へ送付する必要がある場合があります。
	後期高齢者医療制度に加入している方	・保険証・限度額適用認定証等をお返しく下さい。負担区分等証明書の発行を受けてください。 ・保険料額の変更等について確認してください。 ・保険料等の還付先の口座番号がわかるものを持参してください。	負担区分等証明書を提出してください。
③介護保険課	介護保険被保険者(65歳以上の方及び要介護認定を受けている方 高齢者福祉サービスを受給されている方)	・介護保険被保険者証等をお返しく下さい。 ・要介護認定・高齢者福祉サービスを受けている方は手続きが必要です。 ・介護保険料等の精算手続きがありますので、還付先の口座番号の分かるものを持参してください。	・転入の際に必要な手続きを確認してください。 ・要介護認定を受けている方は受給資格証明書を持参してください。
⑦子育て支援課	児童手当(中学校修了前までのお子さんをお持ちの方)	・消滅届が必要です。(受給者) ・申請が必要です。(受給されていない方)	15日以内に鴻巣市からの連絡票を提出してください。
	こどもの医療・ひとり親家庭等医療費	・消滅届が必要です。(受給者) ・受給者証をお返しく下さい。	健康保険証を持参してください。
	児童扶養手当等をうけている方	転出届または喪失届が必要です。	鴻巣市からの連絡票と証書を提出してください。
④障がい福祉課	障害者手帳をお持ちの方 各種受給者証をお持ちの方 各種手当を受給されている方	受給されているサービスにより各種手続きがありますので、障がい福祉課までお問い合わせください。	障害者手帳、健康保険証、受給者証等を持参してください。
⑪税務課	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の所有者	廃車の手続きを行い、ナンバープレートをお返しく下さい。廃車申告受付書を交付します。	登録が必要です。廃車申告受付書を持参してください。
	二輪・四輪の車両の所有者	転出先の所管事務所で手続きが必要です。二輪の車両は運輸支局・自動車検査登録事務所、四輪の車両は軽自動車検査協会事務所での手続きになります。	
	市・県民税、固定資産税、軽自動車税が課税されている方	※国外へ転出される場合は、納税管理人の選任が必要となります。税務課へご連絡ください。	
(本庁3階) 学務課	公立小中学校に在学しているお子さんをお持ちの方	教育委員会への手続きは不要ですが、在学している学校への連絡が必要です。 学務課 (Tel 544-1213)	在学証明書、教科書無償給与証明書を持参し、教育委員会で手続きが必要です。
(本庁1階) 業務課 経営	水道について	転出予定日の連絡が必要です。 経営業務課料金担当 (Tel 577-8131)	転入前にご確認ください。

※ 以上が主な手続きです。その他については担当課に直接ご確認ください。

鴻巣市役所 Tel 048(541)1321

転出される皆様へ

鴻巣市選挙管理委員会

この度、転出される皆様へ選挙についてのお知らせをいたします。

鴻巣市の選挙人名簿に登録されている方は、転出の日から4か月を経過するまでの間は、引き続き選挙人名簿に登録されています。この間に選挙が行われる場合、投票の方法は、下記の表のとおりとなります。

転出から4か月を経過するまでの間に選挙が行われる場合	
衆議院議員選挙 参議院議員選挙	○新住所地の選挙人名簿に登録された場合…新住所地で投票。 公示日の前日の3か月前までに新住所地において転入届出をし、引き続き住所を有していれば、新住所地の選挙人名簿に登録されます。 ○新住所地の選挙人名簿にまだ登録されていない場合…鴻巣市で投票。 ただし、鴻巣市の選挙人名簿に登録されていない方は投票できませんので、ご注意ください。 ※期日前（不在者）投票も可能ですので、下記までお問い合わせください。
埼玉県知事選挙 埼玉県議会議員選挙	◎埼玉県外に転出した場合 埼玉県知事選挙及び埼玉県議会議員選挙については、投票できません。 ◎埼玉県内の他市町村に転出した場合 ○新住所地の選挙人名簿に登録された場合…新住所地で投票。 告示日の前日の3か月前までに新住所地において転入届出をし、引き続き住所を有していれば、新住所地の選挙人名簿に登録されます。 ○新住所地の選挙人名簿にまだ登録されていない場合…鴻巣市で投票。 ただし、鴻巣市の選挙人名簿に登録されていない方は投票できませんので、ご注意ください。 この場合、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（又は「住民票の写し」）の提示、又は投票の際に引き続き県内の市町村に住所を有することの確認を受けなければいけません。 ※期日前（不在者）投票も可能ですので、下記までお問い合わせください。
鴻巣市長選挙 鴻巣市議会議員選挙	◎鴻巣市外に転出した場合 鴻巣市長選挙及び鴻巣市議会議員選挙については、投票できません。

○海外へ転出される皆様へ（在外選挙制度について）

海外で投票するには、在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。登録の申請方法は次のとおりです。

①出国前に鴻巣市選挙管理委員会窓口で申請する場合（出国時申請）

- 年齢満18歳以上の方
- 日本国籍をお持ちの方
- 鴻巣市の選挙人名簿に登録されている方
- 国外に住所を有する方

②出国後、在外公館等に申請する場合（在外公館申請）

- 年齢満18歳以上の方
- 日本国籍をお持ちの方
- 海外に3か月以上お住まいの方

【投票できる選挙】衆議院議員選挙及び参議院議員選挙です。

【投票の方法】在外公館での投票のほか、地域により郵便投票ができます。また帰国投票もできます。（詳しくは下記又は在外公館へ）

【問い合わせ先】 鴻巣市選挙管理委員会

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号 TEL048-541-1321 Eメール senkan@city.kounosu.saitama.jp